

2026年4月14日

各 位

会 社 名	株式会社セルシード
代表者氏名	代表取締役社長 橋本 せつ子 (コード番号：7776)
問合せ先	取締役 経営管理部門長 中岡 圭一郎
電話番号	03-6380-7490

第 26 回新株予約権（無償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対し無償で当社第26回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、下記のとおり発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社の取締役及び従業員を対象として無償で発行する本新株予約権については、職務遂行の対価であると同時に、インセンティブとしても有効であることから、発行に際して金銭の払込みを要しないことが特に有利な条件に該当するものではないと考えており、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績拡大及び企業価値の最大化を目指すにあたり、取締役及び従業員の業績向上に対する貢献意欲及び士気を一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものです。なお、本新株予約権の全てについて割当てが行われ、行使された場合、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数である38,873,919株（議決権総数388,416個）に対して最大で約0.61%（議決権ベースも約0.61%）の希薄化が生じますが、本新株予約権は、付与対象者の貢献意欲及び士気をより一層向上させ、企業価値向上に対するコミットメントをさらに強めるという上記目的に資することが期待できる内容となっております。

また、本新株予約権は、「II. 本新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権の新株予約権者が当社の取締役である場合、当社の自社開発品による再生医療等製品の厚生労働省への製造販売承認申請の進捗に応じて、行使できる新株予約権の比率が決定される内容となっております。

このように、本新株予約権の行使条件として、当社の自社開発品による再生医療等製品の厚生労働省への製造販売承認申請の進捗に関する条件を盛り込むことにより、当社取締役に対して、当社が目指すべき企業価値の向上を達成させることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社の企業価値・株主価値の向上に資することとなり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

よって、本新株予約権の発行の目的である、企業価値の向上に対する当社の取締役及び従業員の意識の向上を図るためには、当該発行規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 本新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

2,382 個

なお、株式会社セルシード第26回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式238,200株とし、下記3.(1)により本新株

予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）等、行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年4月15日から

2036年4月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が当社の取締役である場合、当該取締役である新株予約権者が行使できる本新株予約権の個数は、下記の算式により算出される個数を上限とする。計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 当社が、当社の自社開発品による再生医療等製品の厚生労働省への製造販売承認申請を行うまでは、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の5分の1

イ 上記アの製造販売承認申請完了後、当該製造販売承認申請再生医療等製品について、当社が厚生労働省の製造販売承認を取得するまでは、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数の2分の1

ウ 当社が上記イの製造販売承認を取得した後は、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権全て

4. 新株予約権の割当日

2026年5月18日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に

新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2026年5月13日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社役員	6名	450個
当社従業員	38名	1,932個

以上